

2023年6月12日

株式会社プロテリアル

(訂正)「第31回、第32回、第33回無担保社債(社債間限定同順位特約付)に関する
社債権者集会の開催について」の一部訂正について

2023年6月2日付「第31回、第32回、第33回無担保社債(社債間限定同順位特約付)に関する社債権者集会の開催について」にてお知らせした内容につきまして、一部訂正すべき事項がございましたので、下記のとおり改めてお知らせいたします。

訂正箇所は太字・網掛けを付して表示しております。また、訂正前の2023年6月2日付「第31回、第32回、第33回無担保社債(社債間限定同順位特約付)に関する社債権者集会の開催について」を添付いたします。

記

1. 第31回無担保社債(社債間限定同順位特約付)について

- (1) 日時 2023年7月12日(水)午後1時00分
- (2) 場所 東京都中央区八重洲1-8-16 新槇町ビル
TKP 東京駅カンファレンスセンター/カンファレンスルーム 2A

(3) 社債権者集会の目的事項

議案 本社債の社債要項の一部を変更する件
(議案の内容)

本社債の条件変更の具体的な内容(以下「本条件変更」といいます。)は、以下のとおりであります。なお、本条件変更は、本集会の決議につき裁判所により認可されることを条件に、効力を生じることになります。

(下線は変更箇所)

変更前	変更後
<p>6. 償還金額 額面100円につき金<u>100</u>円</p> <p>9. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2023年<u>12</u>月<u>6</u>日にその総額を償還する。</p> <p>10. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2019年6月6日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月6日及び12月6日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>6. 償還金額 額面100円につき金<u>100.04552</u> <u>0</u>円</p> <p>9. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2023年<u>8</u>月<u>9</u>日にその総額を償還する。</p> <p>10. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2019年6月6日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月6日及び12月6日の2回に各々その日までの前半か年分を支払うものとし、<u>2023年6月7日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</u></p> <p>(以下省略)</p>

2. 第32回無担保社債(社債間限定同順位特約付)について

(1) 日時 2023年7月12日(水)午後2時00分

(2) 場所 東京都中央区八重洲1-8-16 新槇町ビル

TKP 東京駅カンファレンスセンター/カンファレンスルーム 2A

(3) 社債権者集会の目的事項

議案 本社債の社債要項の一部を変更する件

(議案の内容)

本社債の条件変更の具体的な内容(以下「本条件変更」といいます。)は、以下のとおりであります。なお、本条件変更は、本集会の決議につき裁判所により認可されることを条件に、効力を生じることになります。

(下線は変更箇所)

変更前	変更後
<p>6. 償還金額</p> <p>額面100円につき金<u>100</u>円</p>	<p>6. 償還金額</p> <p>額面100円につき金<u>100.65033</u> <u>9</u>円</p>
<p>9. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、202<u>5</u>年<u>12</u>月<u>5</u>日にその総額を償還する。</p>	<p>9. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、202<u>3</u>年<u>8</u>月<u>9</u>日にその総額を償還する。</p>
<p>10. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2019年6月6日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月6日及び12月6日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。</p>	<p>10. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2019年6月6日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月6日及び12月6日の2回に各々その日までの前半か年分を支払うものとし、2023年6月7日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</p>
<p>(以下省略)</p>	<p>(以下省略)</p>

3. 第33回無担保社債(社債間限定同順位特約付)について

(1) 日時 2023年7月12日(水)午後3時00分

(2) 場所 東京都中央区八重洲1-8-16 新槇町ビル

TKP 東京駅カンファレンスセンター/カンファレンスルーム 2A

(3) 社債権者集会の目的事項

議案 本社債の社債要項の一部を変更する件

(議案の内容)

本社債の条件変更の具体的な内容(以下「本条件変更」といいます。)は、以下のとおりであります。なお、本条件変更は、本集会の決議につき裁判所により認可されることを条件に、効力を生じることになります。

(下線は変更箇所)

変更前	変更後
<p>6. 償還金額</p> <p>額面100円につき金<u>100</u>円</p>	<p>6. 償還金額</p> <p>額面100円につき金<u>102.050178</u>円</p>
<p>9. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2028年12月6日にその総額を償還する。</p>	<p>9. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2023年8月9日にその総額を償還する。</p>
<p>10. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2019年6月6日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月6日及び12月6日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。</p>	<p>10. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2019年6月6日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月6日及び12月6日の2回に各々その日までの前半か年分を支払うものとし、2023年6月7日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</p>
<p>(以下省略)</p>	<p>(以下省略)</p>

4. 各集会を開催する理由

既に公表されておりますとおり、2022年9月27日から実施された株式会社BCJ-52による当社普通株式への公開買付けの成立、並びにその後に実施された当社における株式併合及び自己株式取得を含む一連の取引により、当社は、株式会社BCJ-52の完全子会社となっております。

当社が、株式会社BCJ-52の完全子会社になったことに伴い、各社債について繰上償還を実施すべく、各社債の社債権者の皆様に対し、本条件変更をお願いするものであります。

なお、各社債における変更後の償還金額は、各社債の額面金額に、**2023年8月10日から変更前の各社債の償還期日までの利息相当額を加算して算出してあります。2023年6月7日から2023年8月9日までの利息の金額とあわせて、以下の金額を変更後の償還期日にお支払いすることになります。**

第31回無担保社債(社債間限定同順位特約付) 額面100円につき100.07円

第32回無担保社債(社債間限定同順位特約付) 額面100円につき100.6993円

第33回無担保社債(社債間限定同順位特約付) 額面100円につき102.1175円

5. 問合せ先

〒135-0061 東京都江東区豊洲五丁目6番36号

株式会社プロテリアル 財務部(資金グループ)

守屋

電話番号 070-8714-0335

Fax 0294-87-7119

E-Mail kimihiro.moriya.gd@proterial.com

中島

電話番号 080-6054-2131

Fax 0294-87-7119

E-Mail shinya.nakajima.qn@proterial.com

田代

電話番号 080-1402-5721

Fax 0294-87-7119

E-Mail toshiyuki.tashiro.by@proterial.com

以上

2023年6月2日

株式会社プロテリアル

第31回、第32回、第33回無担保社債(社債間限定同順位特約付)に関する
社債権者集会の開催について

当社発行の第31回、第32回、第33回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(以下「各社債」といいます。)に関し、下記のとおり社債権者集会(以下「各集会」といいます。)を開催いたしますので、お知らせいたします。

各集会における議決権の行使方法等の詳細につきましては、当社 Web サイトに掲載予定の社債権者集会招集公告等をご確認ください。

記

1. 第31回無担保社債(社債間限定同順位特約付)について

- (1) 日時 2023年7月12日(水)午後1時00分
(2) 場所 東京都中央区八重洲1-8-16 新槇町ビル
TKP 東京駅カンファレンスセンター/カンファレンスルーム 2A

(3) 社債権者集会の目的事項

議案 本社債の社債要項の一部を変更する件
(議案の内容)

本社債の条件変更の具体的な内容(以下「本条件変更」といいます。)は、以下のとおりであります。なお、本条件変更は、本集会の決議につき裁判所により認可されることを条件に、効力を生じることになります。

(下線は変更箇所)

変更前	変更後
6. 償還金額 額面100円につき金 <u>100</u> 円	6. 償還金額 額面100円につき金 <u>100.07</u> 円
9. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2023年 <u>12</u> 月 <u>6</u> 日にその総額を償還する。 (以下省略)	9. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2023年 <u>8</u> 月 <u>4</u> 日にその総額を償還する。 (以下省略)

2. 第32回無担保社債(社債間限定同順位特約付)について

- (1) 日時 2023年7月12日(水)午後2時00分
 (2) 場所 東京都中央区八重洲1-8-16 新槇町ビル
 TKP 東京駅カンファレンスセンター/カンファレンスルーム 2A

(3) 社債権者集会の目的事項

議案 本社債の社債要項の一部を変更する件
 (議案の内容)

本社債の条件変更の具体的な内容(以下「本条件変更」といいます。)は、以下のとおりであります。なお、本条件変更は、本集会の決議につき裁判所により認可されることを条件に、効力を生じることになります。

(下線は変更箇所)

変更前	変更後
6. 償還金額 額面100円につき金 <u>100</u> 円	6. 償還金額 額面100円につき金 <u>100.6993</u> 円
9. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、202 <u>5</u> 年 <u>1</u> 月 <u>5</u> 日にその総額を償還する。 (以下省略)	9. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、202 <u>3</u> 年 <u>8</u> 月 <u>4</u> 日にその総額を償還する。 (以下省略)

3. 第33回無担保社債(社債間限定同順位特約付)について

- (1) 日時 2023年7月12日(水)午後3時00分
 (2) 場所 東京都中央区八重洲1-8-16 新槇町ビル
 TKP 東京駅カンファレンスセンター/カンファレンスルーム 2A

(3) 社債権者集会の目的事項

議案 本社債の社債要項の一部を変更する件
 (議案の内容)

本社債の条件変更の具体的な内容(以下「本条件変更」といいます。)は、以下のとおりであります。なお、本条件変更は、本集会の決議につき裁判所により認可されることを条件に、効力を生じることになります。

(下線は変更箇所)

変更前	変更後
6. 償還金額 額面100円につき金 <u>100</u> 円	6. 償還金額 額面100円につき金 <u>102.1175</u> 円
9. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、202 <u>8</u> 年 <u>1</u> 月 <u>6</u> 日にその総額を償還する。 (以下省略)	9. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、202 <u>3</u> 年 <u>8</u> 月 <u>4</u> 日にその総額を償還する。 (以下省略)

4. 各集会を開催する理由

既に公表されておりますとおり、2022年9月27日から実施された株式会社BCJ-52による当社普通株式への公開買付けの成立、並びにその後に実施された当社における株式併合及び自己株式取得を含む一連の取引により、当社は、株式会社BCJ-52の完全子会社となっております。

当社が、株式会社BCJ-52の完全子会社になったことに伴い、各社債について繰上償還を実施すべく、各社債の社債権者の皆様に対し、本条件変更をお願いするものであります。

なお、各社債における変更後の償還金額は、各社債の額面金額に、変更前の各社債の償還期日までの利息相当額を加算して算出してあります。

5. 問合せ先

〒135-0061 東京都江東区豊洲五丁目6番36号
株式会社プロテリアル 財務部(資金グループ)

守屋

電話番号 070-8714-0335
Fax 0294-87-7119
E-Mail kimihiro.moriya.gd@proterial.com

中島

電話番号 080-6054-2131
Fax 0294-87-7119
E-Mail shinya.nakajima.qn@proterial.com

田代

電話番号 080-1402-5721
Fax 0294-87-7119
E-Mail toshiyuki.tashiro.by@proterial.com

以上